

組合員の皆様へ

宮崎県南部信用組合

所在不明の組合員に対する除名手続きについてのお知らせ

このたび宮崎県南部信用組合は、令和元年 6 月 21 日開催の第 38 期通常総代会において定款の一部変更を決議し、令和元年 7 月 31 日において当該定款変更に関する行政庁の認可がなされたため、同 8 月 2 日以降、下記のとおり、除名できる対象者として所在不明組合員を追加するとともに、その除名手続きを定めることといたしましたので、お知らせいたします。

本件についてご不明な点がございましたら、以下の照会先までお問い合わせください。

記

I. 所在不明の組合員

所在不明の組合員とは、当信用組合で所在が把握できない方で以下の 3 つの要件全てに該当した方をいいます。

該当するお心当たりのある方は、当信用組合の本支店の窓口までお申し出ください。

【要件】

1. 令和元年 8 月 2 日以降、5 年以上継続して当信用組合の事業(普通預金、定期預金、定期積金、通知預金、当座預金などの各種取引)を利用していない組合員の方。
2. 令和元年 8 月 2 日以降、組合員名簿に記載された住所又は通知先に宛てて発した当信用組合からの通知又は催告が 5 回以上継続して返戻された組合員の方。
ただし、同一事業年度で複数回の通知又は催告がなされた場合には、当該事業年度になされた通知・催告を併せて 1 回の通知又は催告とみなします。
3. 当信用組合の調査により、組合員の方に届出ていただいた住所又は居所、勤務地、事務所の所在地に所在していないことが確認できた組合員の方。

II. 所在不明の組合員に対する除名手続き

上記「I.」の要件全てに該当し、かつ、当信用組合において除名することが適当であると判断させていただいた所在不明の組合員を除名する場合には、事前に公告等を行い、①通常総代会において除名の件を付議すること、②除名を希望されない場合にはその旨の申し出をして頂くこと及びその申出方法、③住所等の変更届出の手続き等の内容を明示いたします。

公告等の期間終了後、理事会において除名対象者が確定され、中小企業等協同組合法第 19 条第 2 項第 1 号、第 3 号及び当信用組合定款第 16 条第 1 項の規定に基づき、総代会の 10 日前までに、当該組合員に対し除名する旨を通知いたします。

その後開催される当信用組合の総代会において、当該組合員除名の件が付議され、総

代の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数による特別議決により除名され、組合員資格を失うこととなります。

ただし、除名対象者となる当該組合員の方には、総代会において弁明する機会が与えられておりますので、当信用組合の本支店窓口までお申し出ください。

また、除名対象者に該当するか否かを確認したい場合には、ご本人であることを確認できる書類をご持参のうえ、当信用組合の本支店窓口までお申し出ください。

Ⅲ. 除名手続きにより法定脱退となられた組合員の出資持分の払戻し手続き

上記「Ⅱ.」の除名手続きにより法定脱退となられた組合員の方は、除名の決議をした総代会が開催された事業年度の翌事業年度に開催される総代会の翌日以降にご請求いただければ出資持分の払戻しをいたしますので、ご本人であることを確認できる書類をご持参のうえ、当信用組合の本支店の窓口までお申し出ください。

ただし、当信用組合に債務がある場合には、当該債務と出資持分を相殺したり、当該債務を完済するまでの間、出資持分の払戻しを停止することがありますので、ご留意ください。

Ⅳ. 除名後の再加入の手続き

再度、当信用組合の組合員に加入する場合には、ご本人であることを確認できる書類をご持参のうえ、当信用組合の本支店の窓口までお申し出ください。

ただし、当信用組合の組合員資格の要件等により加入できない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

以上

本件に係わる照会先

宮崎県南部信用組合 本支店

もしくは 業務部 電話 0987-27-3005

受付時間 信用組合窓口営業日の午前9時～午後5時